令和４年度整備主任者研修（法令研修）の開催について

標記について、下記のとおり開催します。

記

１．研修日時及び場所

日付	時間	対象地区	場所（会場）
11 月 2 日 （水）	13:30～ 16:00	高吾東、 いの、高知西	建物の名前：高知県立高知青少年の家　２Ｆ大集会室 住所：吾川郡いの町天王北１－１４
11 月 7 日 （月）	13:30～ 16:00	高吾西、 土佐、春野	建物の名前：高知県立高知青少年の家　２Ｆ大集会室 住所：吾川郡いの町天王北１－１４
11 月 14 日 （月）	13:30～ 16:00	安芸、室戸・東洋	建物の名前：田野町ふれあいセンター　２Ｆ多目的会議室 住所：安芸郡田野町１４５６－４２
11 月 18 日 （金）	13:30～ 16:00	香南、香美	建物の名前：香南市中央公民館　２Ｆ第１、２、３研修室 住所：香南市野市町西野５３４－１
11 月 19 日 （土）	9:30～ 12:00	高知東、一宮	建物の名前：高知県自動車整備振興会　２Ｆ 住所：高知市大津乙１７９３－１
11 月 19 日 （土）	13:30～ 16:00	高知南、高知北	建物の名前：高知県自動車整備振興会　２Ｆ 住所：高知市大津乙１７９３－１
11 月 22 日 （火）	13:30～ 16:00	清水、幡西、中村、幡東、北幡	建物の名前：中村地区建設協同組合　会議室 住所：四万十市右山元町３丁目３－２６
11 月 26 日 （土）	9:30～ 12:00	高知中央、大津・伏師田	建物の名前：高知県自動車整備振興会　２Ｆ 住所：高知市大津乙１７９３－１
11 月 26 日 （土）	13:30～ 16:00	苓北、大豊、南国	建物の名前：高知県自動車整備振興会　２Ｆ 住所：高知市大津乙１７９３－１
11 月 28 日 （月）	13:30～ 16:00	窪川、中土佐、須崎。葉山、津野山	建物の名前：須崎市立市民文化会館　大会議室 住所：須崎市新町２丁目７－１５

※：新型コロナウイルス感染拡大防止として会場の座席数等に制約（受講者同士の間隔の確保等）を設けていますので、研修受講対象地区以外の事業場の受講が多くなると全員が入場できず、お断りする場合もあり得ます。
研修受講対象地区を必ず確認の上、原則、研修受講対象地区での受講にご理解とご協力をよろしくお願いします。

２．研修内容

整備事業に関する法令及び通達、その他整備主任者に必要な事項等

３．研修教材

整備主任者法令研修教材（令和４年度版）

－全国教材
－地域教材

※各研修教材は、四国運輸局ホームページからダウンロードして印刷し、持参願います。

※研修当日、会場にて、自動車整備振興会が販売する研修教材（有料）を購入することは可能です。

４．新型コロナウイルス禍における研修の実施方法について

今年度の整備主任者法令研修におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環から支局開催の研修受講者は各事業場整備主任者１名とします。

１事業場で複数の整備主任者を選任している場合、次の（１）～（３）全て対応していただくことで本年度の整備主任者法令研修を受講した者として取扱いますので、ご理解ご協力をお願いします。

（１） 支局開催の整備主任者法令研修を受講した者が講師となり、当該事業者の事業場で選任されている他の整備主任者に対し、別紙１『「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け国自整第３５３号）における「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」別添４「整備主任者研修実施要領」』に基づき、事業場内研修を実施してください。

（２） 実施した事業場内研修の内容について、事業者名、事業場名、認証番号、講師氏名、講師の研修受講日、事業場内研修受講者の氏名及び生年月日、事業場内研修受講日を事業場ごとに取りまとめの上、原則として令和５年１月末日までに運輸支局長あて別途会場にてお渡しする報告書にて報告してください。

（３） 実施した事業場内研修について、実施状況の写真及び研修内容を事業場内の教育内容として記録、保存してください。

５．報告について

自動車検査員教習を受講するためには、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講している必要がありますので、令和４年度第２回検査員教習を受講予定の整備主任者を選任している事業場においては、事業場内研修を実施した場合、上記報告期限にかかわらず早めの研修実施及びご報告をよろしくお願いします。

７．コロナウイルス感染拡大防止対策について

・受講日当日、受付場所・講習会場ではこまめに換気を実施します。
・受付場所に消毒液を設置していますので、消毒してから会場に移動してください。
（消毒液の設置が無い場合は、せっけん等による手洗い。）
・屋内にいる間はマスクを着用してください。
・受講者の席の間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）を確保します。
・受講者は着席中会話を控えてください。

８．自動車整備振興会からのお知らせ

（一社）高知県自動車整備振興会からお知らせがありますので、別途、ホームページ等の確認をお願いします。

URL・・・ http://www.oasis-kochi.net/

７．問い合わせ先

高知運輸支局検査整備保安部門
住　所：高知県高知市大津乙１８７９－１

ＴＥＬ：０８８－８６６－７３１３　ＦＡＸ：０８８－８６６－７３１５

【別紙１】

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
（令和２年４月１日付け国自整第３５３号）

自動車整備事業の取扱い及び指導要領

別添４　整備主任者研修実施要領（抜粋）

第１　目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

第２　研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

１　法令研修

（１）～（２）（略）

（３）　研修内容

ア　関係法令及びその改正内容

イ　主要通達

ウ　特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保

エ　工場管理等

（４）研修時間

２時間以上とする。

（５）（略）

（６）研修教材

ア　全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。

イ　地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。

（７）（略）

（８）研修の実施方法

ア　（略）

イ　自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の３の規定に基づく同法施行規則第 62 条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

令和　　年　　月　　日

高知運輸支局長　殿

事業者の氏名
又は名称

令和４年度整備主任者法令研修における事業場内研修の実施について（報告）

標記について、「令和４年度整備主任者法令研修の実施について」（令和４年９月１４日付け高運整第１８８号）記６により下記のとおり報告いたします。

記

サンプル

事業場の名称	
認証番号	
講師氏名	
講師の研修受講日	

本紙は研修会場にて
配布します

受講者氏名（生年月日）	事業場内研修実施日	備考
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		

◎高知県青少年の家（http://www.kochiseisyounennoie.org/）

※　駐車場は、青少年の家の道路向かい側にある青少年体育館の駐車場を利用するようお願いします。
　病院等、他の施設の駐車場には絶対に駐車しないでください。

※　研修会場は土足厳禁ですので、上履きやスリッパを持参することをおすすめします。
　（会場にスリッパは準備されておりますが、数に限りがあります。）

◎田野町ふれあいセンター

◎香南市中央公民館（のいちふれあいセンター内）

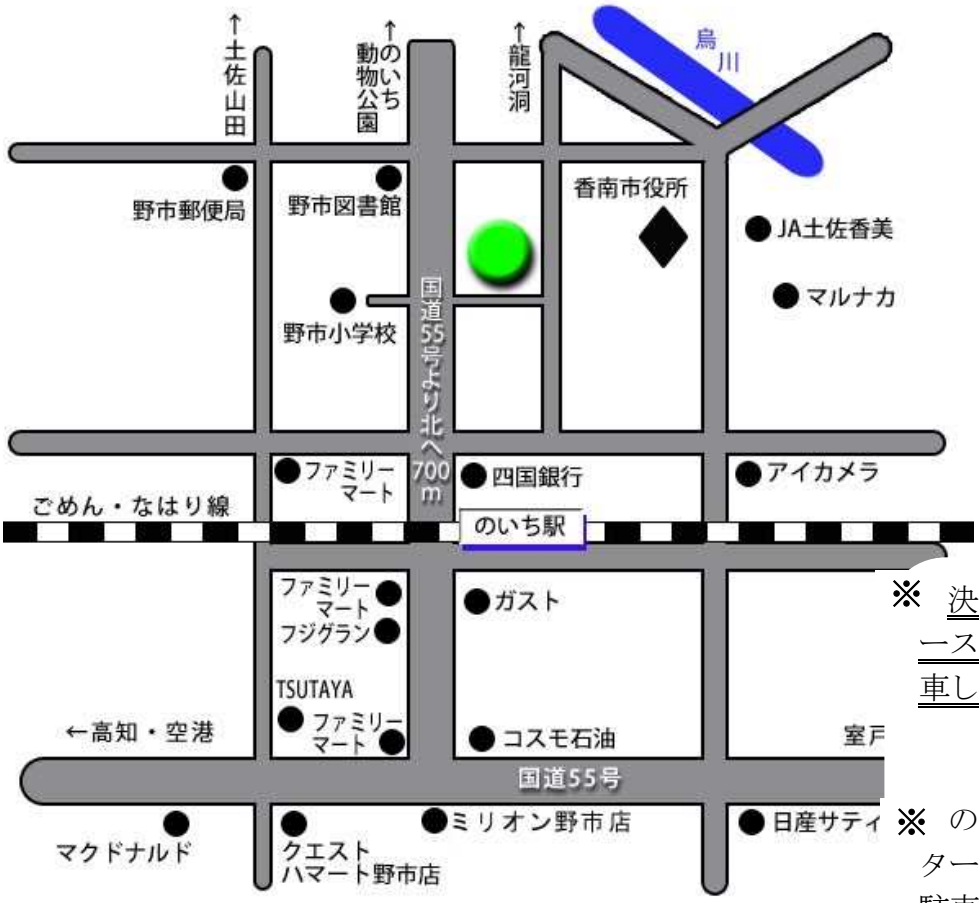

※ 決められた駐車スペース以外には絶対に駐車しないでください。

※ のいちふれあいセンター敷地内の駐車場に駐車できない場合は、下図の周辺駐車場 **P** を利用してください。

出典：のいちふれあいセンターウェブサイト
(https://www.city.kochi-konan.lg.jp/bunka_sports/shogaigakushu/fureai/index.html)

◎中村地区建設協同組合会館

出典： http://shimanto.main.jp/hall.htm/

◎須崎市立市民文化会館

出典： http://www.cciweb.or.jp/susaki/bunka/

。